

○学校法人ヤマザキ学園教職員行動指針

平成28年12月10日

制定

学校法人ヤマザキ学園（以下「学園」という。）は、就業規則に定めるもののほか、教職員の職務に関わる倫理の保持及び公正な執行により社会的責任を果たすことを目的としてこの行動指針を制定する。

- 1 教職員は、建学の精神及び教育理念のもと、校風である礼節を重んじ、法令及び学園の諸規程を遵守するとともに、社会的規範を尊重し、公平かつ適正な業務の執行に努める。
- 2 教職員は、学生、卒業生、利害関係者及び教職員間において人格と人権を尊重し、それを侵害する行為には厳正に対処して健全な職場環境を整備する。
- 3 教職員は、理事長が特に認める学校行事の場合を除き、学園構内及びその周辺並びに国内国外を問わず学生引率中及び研修中における禁酒禁煙を励行し、学園構内及び周辺地域の美化に勤め、近隣住民への迷惑行為を行わない。
- 4 教職員は、安全衛生に関する意識の確立に努めて的確に職務を執行し、地球環境に配慮して環境の保全と資源の保護に努める。
- 5 教職員は、積極的に正確な情報の公開に努めるとともに、知的財産権の尊重に留意して職務を執行する。
- 6 教職員は、個人情報保護に努め、職務上知り得た学園、学生、卒業生及び教職員に関する秘密事項を他者に洩らさない。
- 7 教職員は、自己の権限を越えて、契約及び取引行為を行わない。
- 8 教職員は、学園の資産及び外部資金を厳格に管理し、それらを正当な業務目的に沿って使用する。
- 9 教職員は、職務の執行に関し、他者から金銭などの財産的価値のあるものを受領せず、接待及び供応を受けない。
- 10 教職員は、学園関係者による不正及び法令違反の事実を知った場合は、適時適切に報告及び相談などの対処行動を行い、不正及び法令違反の拡大及び再発防止に努める。

学校法人ヤマザキ学園

(平成28年12月7日 常務理事会承認)